

## 死刑執行に対する会長声明

- 1 本年4月26日、東京拘置所において、2名の死刑確定者に対して死刑が執行された。当会は、この死刑執行に対して強く抗議する。
- 2 日本弁護士連合会は、本年2月12日、谷垣禎一法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して、死刑制度に関する当面の検討課題について国民的議論を行うための有識者会議を設置し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査のうえ、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止すること等を求めた。  
さらに、上記要請の直後である本年2月21日に3名の死刑執行がなされた際も、日弁連及び当会は、これに強く抗議し、死刑執行の停止と有識者会議の設置等による全社会的議論の開始を求めていた。  
今回の死刑執行は、上記のような要請や抗議に何ら答えることのないままに、前回の執行から僅か2ヶ月余りで行われたものであり、到底容認することができない。
- 3 死刑は、国家が人の生命を奪う不可逆的な刑罰である。過去、死刑判決確定後に再審無罪となった事件が存在することは客観的な事実であり、あらゆる事件に冤罪や誤判の可能性が存在することを示している。  
今回の死刑が執行された2名も、事実誤認及び量刑不当を理由に上告審まで争ったものであり、死刑判断の基礎となった事実関係や刑の選択・適用に誤りがあった可能性は否定出来ない。それにも関わらず、1名は刑の確定から約3年10ヶ月、もう1名は確定から1年4ヶ月という短期間で死刑執行されており（なお、今回の死刑執行後の法務大臣臨時記者会見によれば、平成15年から平成24年までの10年間で、刑の確定から執行までの平均期間は約5年7ヶ月とされている。），死刑確定者の人権保障及び誤判防止の観点から極めて大きな問題がある。
- 4 当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議するとともに、死刑執行を直ちに停止し、死刑に関する情報を広く国民に公開する等の方策をとることによって、死刑制度の廃止について全社会的議論を開始することを改めて求めるものである。

2013年（平成25年）5月10日

千葉県弁護士会  
会長 湯川 芳

